



計画改定の趣旨

がん対策基本法が平成28年(2016年)12月に一部改正され、基本理念には医療の提供だけでなく、社会環境の整備が図られることが追加された。第3期滋賀県がん対策推進計画が令和5年度で終期を迎え、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえて、がん対策を見直し計画を改定する。

計画の位置づけ

がん対策基本法第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」にあたる。「健康いきいき21健康しが推進プラン」「保健医療計画」等との整合性を図り、一体的な事業を推進する。

計画の構成

- 第1章 計画の策定にあたって
  - 1 計画策定の趣旨 2 基本方針 3 計画の位置づけ 4 計画の期間
- 第2章 本県のがんに関する現状
  - 1 死亡 2 罹患 3 医療
- 第3章 基本理念および全体目標
- 第4章 分野別施策および目標
  - 1 がん予防
    - (1) がんの予防 (2) がんの早期発見・がん検診
  - 2 がん医療の充実
    - (1) がん医療提供体制等 (2) 希少がん、難治性がん対策 (3) 小児がん、AYA(思春期・若年成人)世代のがん、高齢者のがん (4) がん研究 (5) 病理診断
  - 3 がんとの共生
    - (1) 相談支援・情報提供 (2) 地域連携と在宅医療の充実 (3) がん患者・家族等の社会的な問題について (4) ライフステージに応じたがん対策
  - 4 これらを支える基盤の整備
    - (1) 人材育成 (2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発 (3) がん登録 (4) デジタル化の推進
- 第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 1 患者・県民参画の推進と関係者等の連携協力の更なる強化
  - 2 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策
  - 3 計画の進行管理と評価

基本理念および全体目標

基本理念：誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

～県民が、がんを知り、がんを予防し、がんになっても納得した医療・支援が受けられ、自分らしく暮らせる滋賀を目指して～

<全体目標>

○科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ○患者本位のがん医療の実現 ○尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築

分野別施策および目標

(主な指標)

○がん年齢調整罹患率(人口10万人対)(男性:447.6、女性:311.2(全部位)→減少)

○75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人対)59.0→減少 ○5年相対生存率 64.4%(全部位)→減少

1. がんの予防

喫煙率

(男性:19.3% → 15.0%へ、女性:4.2% → 3.0%へ)

がん検診受診率(69歳まで)

(胃:40.5%、肺:47.6%、大腸:44.8%、乳:47.2%、子宮頸:40.7%、→各60%へ)

2. がん医療の充実

質の高いがん医療の均てん化(拠点:6病院、地域:1病院、支援:6病院 → 維持)

専門的な医療従事者の配置(拠点6病院中、放射線専門医5病院、がん薬物療法専門医4病院、病理専門医5病院、細胞診専門医5病院 → 増加)

3. がんとの共生

がんと診断されたときから緩和ケアの対象であると思っていると回答した割合(27.0% → 増加)

4. これらを支える基盤の整備

がん診察領域に関する専門職員の配置状況(総数:1584.99人 → 増加)

がん教育の外部講師活用校数(小学校:47校、中学校:32校、高等学校:3校、特別支援学校:1校 → 増加)

院内がん登録の実施機関数(16病院 → 維持)

がん情報しがへの閲覧件数(4,288件 → 増加)

がん相談支援センターにおいてメール相談を実施している拠点病院数(6病院 → 維持)

(1) がん予防

- 喫煙対策 ○禁煙支援
- 食生活、生活習慣、体型の見直し
- 感染症対策と知識の普及

(2) がんの早期発見・がん検診

- 受診率向上対策
- がん検診精度管理の維持向上
- 職域におけるがん検診の精度管理の推進

(1) がん医療提供体制等

- ①がん医療提供体制
  - がん医療体制の強化
- ②がんゲノム医療
  - 個別化医療の提供
- ③各治療法
  - 各治療法の提供体制の強化
- ④チーム医療の推進
  - 多職種連携医療の体制の充実
- ⑤がんのリハビリテーション
  - リハビリテーションの提供
- ⑥支持療法の推進
  - 副作用対策の充実

⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進

- 早期からの緩和ケアの提供
- 緩和ケアの質の向上
- (2) 希少がん、難治性がん対策
  - 中核的医療機関との連携による医療提供
- (3) 小児がん、AYA(思春期・若年成人)世代のがん、高齢者のがん対策
  - 年齢特性に応じた医療の提供
- (4) がん研究
  - 治験や高度先進医療の情報提供
- (5) 病理診断
  - 病理診断体制の整備
  - 適切な病理診断の実施

(1) 相談支援・情報提供

- 情報提供の充実
- がん患者団体との連携の強化
- (2) 地域連携と在宅医療の充実
  - 地域連携クリティカルパスの活用促進
  - 在宅療養支援体制の推進
- (3) がん患者・家族等の社会的な問題について
- ①就労支援
  - がん治療と仕事の両立支援の充実

②アピアランスケアについて

- 外見支援の充実
- ③就労以外の社会的な問題について
  - 経済、生活の充実
- (4) ライフステージに応じたがん対策
  - 小児がん・AYA世代の相談支援体制の整備
  - 生殖機能温存の情報提供
  - 高齢者に対する意思決定支援

(1) 人材育成

- 専門的な医療従事者の育成・配置
- (2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発
  - がん教育の充実
  - 関係組織との連携による啓発の充実

(3) がん登録

- がん登録の適切な情報提供
- (4) デジタル化の推進
  - がんに関する情報へのアクセス